



道路改良費の財源難に就て

貴族院議員 佐竹三吾

大正八年原内閣の時に始めて道路改良に付て纏つた所謂三十年計畫が樹てられたが大正九、十、十一年度の三年丈計畫通りに實行せられ、大正十二年度からは關東の大震火災と行財兩整理の爲に殆んど半減せられ、其の翌年度からは更に減じて約三分の一に縮少せらるゝに至つた、即ち大正十三年度以降は年額一千萬圓の計畫であつたものが豫算として認められた額は三百五十萬圓に過ぎない。従て昭和二年度迄八ヶ年間に六千二百八十萬圓を使ふべき計畫豫算に對し實行額は三千三百六十

萬圓に止まつたから若し今後も此割合で行けば三十年計畫は六十年以上を経なければ完成出来ぬ譯である。

田中内閣は積極政策とか産業道路政策とかを高唱して昨秋の府縣會議員選舉と今春の衆議院議員選舉に大に利用した様であつたが計畫の内容を見れば第五十四議會に提案した數字は從來の年割額を倍加して七百萬圓としたに過ぎない就中産業道路助成費として昭和三年度に計上した額は二百萬圓であるから北海道を除き三府四十三縣に割當てると勿驚一縣平均僅に四萬三千に足りないこれだけでは各府縣は一ケ年に一里の道路も改修出来兼ねる積極政策の看板に對して内容餘りに貧弱である。

乍併これは中央地方を通じ政費の膨脹は年々其度を加へ國民は公課の重荷に苦み物價騰貴生活不安の一大原因をなし公債の増加は民間經濟を壓迫するものなりと非難せらるゝ折柄であり現状の儘で積極政策を行はむと欲せば増税か公債増發に依るの外なき行詰りの有様にあるから少し目先きの異つた名前を付けて御茶を濁すより致方あるまい。

今試みに地方公共團體が道路改修の爲に年々幾何の經費を使つてゐるかを檢するに大正十二年度乃至昭和二年度の五ケ年間の平均に於て國道府縣道に對するもの年額約六千萬圓郡道市町村道に對するものゝ年額平均一億四百萬圓(昭和元年度及二年度は各一億と推定)合計一億六千四百萬圓の巨額に達する之を道府縣の總歲出額五ケ年平均年額四億三百六十萬圓に比すれば六千萬圓は一割五分に當り郡市町村及町村組合歲出五ケ年平均年額十億二千七百萬圓に比すれば一割に當る即

ち道路改修費の總額は中央地方を合せ平均年額一億六千八百萬圓であるがその中國庫の負擔額は  
 大正十二年度五百六萬二千五百圓同十三年度四百二十五萬圓同十四年度乃至昭和二年度年々三百  
 五十萬圓五ヶ年平均四百萬圓弱であるから比較的には少額である。

道路の改修は軍事國道を除き事業主體は地方團體であつて國は之を補助する立場にあるから補  
 助費は一年限の豫算として計上せられ經費として協賛を経て居ない、又國の負擔は道路公債法  
 に依て公債に依ることを得るに拘らず、一般財政計畫の公債總額に押へられて實際は全部を公債に  
 依ることになつて居ない様である、此二つの點は將來道路改良の財源を調達し改良計畫を確立し且  
 之を實現せしむる上に於て是非考慮せらるべきものである。

道路改良の急務であることは殆んど各方面に於て認めらるゝに拘らず以上述べた如く數年來一  
 般財政計畫に壓迫せられて一向進捗しないことは遺憾に堪へない。

この財源難を緩和する一つの方法として鐵道の建設計畫と比較しこれと關聯する範圍内に於て  
 道路改良費の一部を鐵道建設費の負擔とすることが全然不合理であるか否かを考へて見たい詳  
 言すれば鐵道が停車場を設けた然るにこれに從來の國府縣道と聯絡する道路がない、此場合に其道  
 路費を鐵道が負擔することは鐵道が旅客貨物を吸収する上に必須の施設でないか、然らば之を鐵道  
 に於て負擔しても必ずしも不合理といへまい。又鐵道は或地點迄延長した其先きに鐵道を延長す  
 るには莫大の工費を要する然し道路を造れば之に依て山林の開發鑛山の採掘其他種々の産業を興  
 こすことが出来る、即ち之に依て新なる旅客貨物の吸収が出来る、此場合に鐵道に於て道路を敷設す

ることは鐵道の營業政策から考へて必ずしも不合理ではあるまい、況んや鐵道自らが自動車を兼營するに外國に於けると同様である場合には、鐵道は一時道路を敷設し比較的低廉なる工費で鐵道に代るべき道路と云ふ交通機關を作ることに依て鐵道の目的を達することは不可能ではあるまい。

右の様に考へることが道理に於て誤つて居ると思はない、唯今日の我國の法制が道路と鐵道を全く別系統の行政機關の所屬とし、會計法も全く別々になつて居るから、此法制の下では右の考は都合の點もあらう、又鐵道の利用は必ず有償であり、道路の使用は無償を原則とし、前者は收入を以て支出を償ふ方針であり、後者は租税に依て新設維持改良をなす仕組であるから、根本的に氷炭相容れざる事業の如く考へらるゝもこれは要するに法制の立て方如何であつて理論上變更出來ないことと思はれない。

則ち道路改修の經費にして鐵道の營業政策上之を鐵道の負擔にするに差支なき性質のものはその限度に於て之を鐵道會計の負擔とせず、鐵道會計法を改正することは獨り道路改良の財源難を緩和する一方法なるのみならず、鐵道の建設計畫を一層有效適切ならしむる一方法なりと思はる。此點に於て各位の御示教を待つ所以である。